

## 研究ノート

## 東京における公園・緑地の歴史的考察

## —居住空間と日常的スポーツ・レクリエーション活動の組織化を中心に—

川口 晋一<sup>i</sup>

本研究は、極めて貧困な状態にある東京の日常的なスポーツ・レクリエーション活動およびその物的基礎となる公園・緑地について、基本的な原因・問題を社会経済政策とそれらを受けた法律に求めようとするものである。具体的には、江戸、東京市、東京都の都市的発展過程における田園・緑地・公園の保存・整備と宅地開発に関わる問題の歴史的考察を行い、コミュニティにおける自治組織とスポーツ・レクリエーション活動の様態に関わる幾つかの事例に検討を加えた。都市設計を伴わない無秩序な資本主義・新自由主義的な発展が、スプロールなどの土地・空間問題に関わった要因を生み出し、それが東京都民の居住区における動的なスポーツ・レクリエーション活動を疎外していることが分かる。

キーワード：公共空間、住宅問題、スプロール、都市設計、自治組織、新自由主義

## はじめに

東京は、東京府東京市の時代、帝都であるが故に欧米の近代都市・公園設計を参考にしていた時期もあったが、この100年近くの間には経済・土地をめぐる動向に支配され、住民の居住をめぐる問題、そしてコミュニティ形成の問題などを常に抱え、そこでの計画的な都市づくりはなかったといえる。そのことが公的空間の整備と日常のレジャー・レクリエーション、そしてスポーツ生活の充実を極めて厳しい貧困状態に留めてしまった直接的な原因であろう。東京では、住宅開発の状況によって居住区における自治組織が未成熟となり、住・生活環境の整備に対する要求がスポーツ・レクリエーションの物的基盤整備に結び付いてこなかった点も重要である。

一人当たりの都市公園などを面積で比較してみる

と、ニューヨーク市の18.6m<sup>2</sup>に対して東京都はおよそ7.3m<sup>2</sup>、23区では4.4m<sup>2</sup>（都市公園以外の公園を含む）、また『世界の都市力比較』（2016）の持続可能性と自然環境に関わる公園面積の指標（30ポイント満点）においてニューヨークは25、東京は6となっており、大きな開きが見て取れる<sup>1)</sup>。一方で同指標が13のシカゴ市は、市域面積に対する公園面積の比率がニューヨークのそれに対して3割強であるにもかかわらず、レクリエーション・センター、プール、スケートリンク、サイクリング道、テニスコート、そしてグラウンドなどの数においてかなり高い数字を残している<sup>2)</sup>。

緑地および空地、そして公園に関わって、その生活上の意味や機能、そして必要性や利用実態を単独に比較することはできないが、それらが都市化の過程、特に市街地・コミュニティ形成の発展においてどのような変遷過程を経てきたかを考察することで、東京の経済優先・開発主義のもたらした特徴を捉え、今後の都市設計、そしてインフラの再整備において

i 立命館大学産業社会学部教授

重要な点について考えることはできる。そのような目的意識のもとで、小論では、東京の住民が生活にゆとりを持ち、スポーツ・レクリエーション活動を日常的に行い得る環境が保障されているかどうかについて、都市的発展とコミュニティ形成、緑地保存や公園設置に関わる自治組織の様態、そして公園行政の歴史の変遷から見えてくるものとの関わりで考えたい。

### 1. 東京の居住空間の変遷と公共空間

本来、都市に公共空間を創造していくためには、少なくとも民意を汲んだ確かな政策を立案し、財政的な見通しをもってそれを計画的に進めていかねばならない。そこでは、大規模な土地・施設など都市の局所的な開発や誘導、また規制や整備などを計画的に行うだけでなく、域内のコミュニティと住民の日常的生活のあり方を念頭に置きながら都市を設計する思想が特に重要となる。それは利用者である住民の声を聞くだけでなく、区画整理も含めた空間の確保など、インフラ整備を伴った住宅地の形成が時間をかけて図られるべきものなのである。公共の利益を導くという点に関して、東京は幾度かの機会を逸してきたといえよう。東京のスポーツ・レクリエーション空間の変遷について、ある程度時代を遡ってその都市的な問題について触れていく。

#### (1) 「帝都」東京の都市的発展

江戸時代、城下町としての江戸は身分制度による棲み分けが存在し、大きくは武家地、町人地、そして寺社地に分かれていた。この様な棲み分けと階級社会の問題は別とし、職住の空間に関わっては武家地が江戸の約70%を占めており、町人町は僅か15%であった。そして大政奉還の1869年、明治政府による上地(収用)命令によって武家地の中でも大名地や幕臣地は官用地とされ、その他の主を失った広大な土地は様々な用途に転用された。しかし、公園に関しては江戸のおよそ15%であった寺社地に、その

上地後に作られることとなった<sup>3)</sup>。

さて、東京はその近代化、すなわち明治維新後に人口が再流入したが、人口の集中・急増がありながらも住宅問題の顕在化は抑えられていた<sup>4)</sup>。それは、旗本屋敷などが華族・政府高官・高級将校の住宅に、そして組屋敷はそれ以下の役人や教師などの住宅にスムーズに転用されており、また旧町人地に関しては少ない土地で高い人口密度のまま存続していたからである<sup>5)</sup>。しかしそれ以降、人口がさらに増加して新しい産業労働者の住宅供給が問題となった段階においても住宅・宅地計画に関わった区画整理や都市計画は存在せず、計画的なインフラ整備はオフィス街に関わった道路・交通、そして国有地に作られる公園に限定され、住宅地に関してはゾーニングが存在するのみであった。

東京市は1889年、「市制・町村制」施行によって東京府から15区が分立し、基礎的自治団体として設置された。さらに1893年、それまで東京府下に置かれていた6郡に加え、新たに神奈川県から三多摩(北多摩郡・南多摩郡・西多摩郡)が編入され、府内9郡と市部から構成される現在の東京都の原形ができ上がった。農地であった三多摩の編入は、田園・緑地帯を外周に配置した都市の膨張を抑制する環境を図らずも手に入れることに繋がった。しかし、東京は市域あるいはその核となった中心部が経済発展するに伴って、これらの田園・緑地帯を食い潰して拡大することとなった。これは、ヨーロッパやアメリカの都市が、その膨張を抑制するために未開発地域である外側の空間に田園を保全し、緑地帯を公園やパークウェイによって設置し、またその関わりで住宅環境をも計画的に整備しようとしていた19世紀後半から20世紀初頭に始まる都市設計の流れと逆行するものであった。

1895年の段階では、東京府15区と宿場町(品川、内藤新宿、板橋、千住)以外の郡部のほとんどは農村であった。しかし、明治期以降、「帝都」東京は資本主義の発展と共に経済上の地位向上を必要とし、それによる必然的な人口流入が、古来より農地であ

った土地を急激に宅地化することに繋がり、その生活と経済の矛盾した実態が計画的基盤整備の障害となり、また逆に農民の借家経営の加速が農業生活の荒廃にも繋がっていくこととなった。

## (2) 東京の都市設計と田園・緑地

そのような状況の中においても、1900年代までは市街地内部での人口増加に留まり、外延拡大はなかった。画期となったのは1914年からの第1次世界大戦で、重化学工業の発展がもたらされる中で企業オフィスは東京に集中し、その近代化が促進されることとなった。そして、市街地15区の範囲での大規模な人口増加を伴いながら、特に山手線沿いの狭い地域への人口集中が顕著となった。また、大戦終了後の1919年には経済発展を背景に区画整理や用途地域制が織り込まれた都市計画法と市街地建築物法が公布された（これは、当時の大蔵省の反対により、実質的に財源が骨抜き法律になってしまった）。しかし、1923年の関東大震災により1925年までは実質的にこれらの法が東京において適用・指定されることはなかった。したがって、そこでは「帝都復興計画」によって復興事業が進められることとなり、区画整理の中で行われた公共空間の整備もそれに影響を受けたものとなった。このことにより、結果的に東京内での地域格差が大きく現れることとなった。

関東大震災までに東京府の人口は400万人近くにまで到達し、1930年には東京市15区とその周辺5郡の人口は500万人に迫っていた。以前より検討されていた区域の拡大計画は、図1-Aに示すように1932年中に北多摩郡の一部（2町村）も含めた6郡84町村を東京市に編入し、図1-Cに見るように新たに20区を設置することで実現し、いわゆる大東京市は合計35区制となり、ほぼ現在の23区の区域が図1-Bにおける東京市の面積と同等になった<sup>6)</sup>。そして、1943年に都政が施行されるまでに人口は700万人を超えていた。人口の流入によって1910年前後にはすでに市域を拡大することが避けられない状況になってはいたが、東京内の格差は中心部の発展に

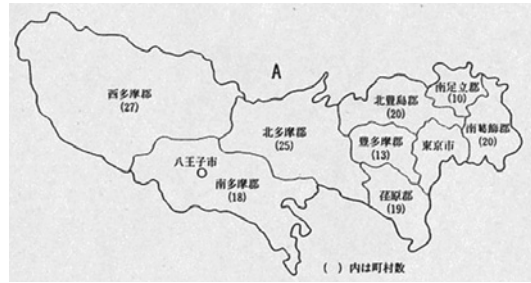


図1-A：1932年東京市市域拡張直前の東京府



図1-B：1943年東京都成立直前の東京府

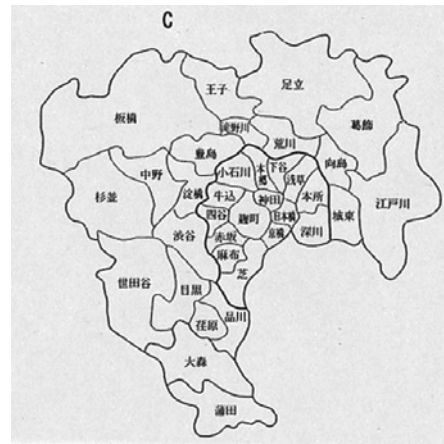


図1-C：1932年に35区制となった時の東京市

特化した状況を作り出し、外縁部の都市設計が存在しない中で、その緑地を含んだ広大な農地は、結果的に虫食い状態にされていった。このことが東京の無秩序な膨脹をもたらすことに繋がっていったといえるが、そこには具体的に民間の不動産会社と鉄道会社による沿線の宅地開発が大きく関わっていた。

### (3) 鉄道の発達と宅地・別荘地・行楽地の開発

鉄道事業の活発化はすでに19世紀後半から起こっており、1889年には中央線（当時は甲武鉄道線：甲府方面との物流路線）が新宿駅－八王子駅間で営業されるようになり、東京西部への開発が可能になった。また、1894年には西武鉄道・西武国分寺線（当時の川越鉄道・川越線：埼玉・川越方面との物流路線）が国分寺駅で中央線と接続した。ちなみに東京駅は1914年に開業し、その後、丸の内ビジネス街が大きく発展するに至っている。1920年国勢調査における東京市内の人口約217万人は、すでに住宅が飽和状態になっていたことを示しているが、郊外住宅地の開発は、膨大な人口流入を背景にして1910年代に入った段階で始められていた。そして、宅地開発が鉄道の敷設と併せて行われるようになると、1910年代後半には周辺の郡部に人口が流れ出す第1次郊外化として捉えられる現象が起こっている。鉄道は、京王電鉄（当時は京王電気軌道）が1913年に、東武鉄道（吸収合併された東上鉄道）が1914年に、そして西武鉄道（当時は武蔵野鉄道）が1915年に開業し、東京市の北西部と南西部にネットワークが広がりつつあった。

投機的な宅地化が始まったことで、1920年代の荏原郡（現在の目黒区や大田区など）において大幅な人口増加がもたらされている。それは、1918年に設立した田園都市株式会社が郡内の洗足地区や多摩川台（現在の田園調布）など、東京市の南西側の土地を買収し、開発目的で子会社の目黒蒲田鉄道（現東京急行電鉄）を設立した後に1922年から洗足地区、1923年から多摩川台の分譲を開始した結果である。次に人口流入が多かったのは、中央線が開通していた豊多摩郡内（主に現在の中野区や杉並区など）であった。すでに1921年には新宿・荻窪間の電車が開通し、翌1922年には高円寺・阿佐ヶ谷、西荻窪の三駅が新設され、高学歴のサラリーマンや高級軍人が住み始めていた。

震災後は市街地を離れた市民66万人のうち、ほぼ半分の31万人が上記の地域を含む周辺の5郡等に定

住するようになったこともあり、外延拡大が飛躍的に進行している。江面（1987）によると「明治期から大正期の東京における都市の拡大は、当時すでに宅地になっていたが、実際には空地が残っていて住居の建っていなかった潜在的住宅地の市街化と、近郊に多く残っていた田畑等の土地の新たな宅地化によって進められてきたと考えられる<sup>7)</sup>」。

### (4) 住宅開発と田園・緑地

このように、東京市と周辺部との物流を主目的とした鉄道は、府内の農村地帯を横切り、停車場が設けられた地域から市街化していった。ただし、その誘致は農民に望まれていなかったことも付け加えておくべきであろう。理由は田畑の分断を彼らが望んでいなかったからである。例えば、新宿と荻窪の中間に位置する高円寺駅と阿佐ヶ谷駅、そして西荻窪駅など、関東大震災の前年に停車場が開業した地域がそうであった。しかし、沿線の宅地化を主目的とした民間による開発は、反対の有無に関わらず通勤圏内に飛び地的に市街地・学園都市を形成していった。堤康次郎氏の箱根土地株式会社（のちの国土計画）によって、震災の翌年から1930年代初頭にかけて作られたものとしては、東京北部・北豊島郡西部（現在の練馬区）大泉村の「大泉学園町」、北多摩郡小平村（現在の小平市）の「小平学園町」、そして谷保村（現在の国立市）の「国立大学町」があった<sup>8)</sup>。

このように、東京では鉄道の沿線に郊外の住宅地が民間資本によって形成され、その広がり方は農村集落を宅地が虫食うように進行していった。したがって、当時の都市計画法は実質的に新たな空間整備を行うものではなく、耕地整理によるインフラ整備に留まっていたといえる<sup>9)</sup>。工業化の進行により農林業離れが進み、土地が部分的に転売されるようになり、従来の共同体は破壊された。一方で、新しいコミュニティ形成においても、公共スペースを含んだ計画的な住宅開発を行うことが東京では難しくなっていた。

都内近郊の別荘地や行楽地については、土壌など

が農業に適さない土地、すなわち生産活動に利用されていなかった「空地」である崖線上の土地に作られていった。具体的には都心から30キロ圏の国分寺・小金井地区、調布・成城地区、二子玉川地区などがそうであり、いずれも国分寺崖線（古多摩川東岸部に連なる河岸段丘による高低差約20mの崖が約30kmにわたって連なっている土地）に形成されている。崖線上からの眺望は江戸時代から風光明媚な名所とされ、明治後期から昭和初期にかけては住宅地としてではなく風景地として位置づけられており、実業家や政治家の別邸が数多く建てられ発展した<sup>10)</sup>。また行楽地としての小金井は、桜が植樹されて観桜の名所となり多くの人が訪れていた。これは後述する「東京緑地計画」に関わった、一時は小金井大緑地として位置づけられていた空間であったが、住宅地として開発されることで、その多くの空間が失われていった。

#### (5) 分譲住宅と自治組織

東京における住宅地は、中心から同心円状ではなく、通勤圏の郊外が鉄道路線の延びた方向に、そして開発のために開業した駐車場の回りから広がっていった。したがって、当初は郡部農地に浮島のように点在することとなり、中心部に近いところでも高台など狭い区画における部分的な開発がなされた。それぞれ通勤圏のエリート・サラリーマン層、貴族階級や文化人など、社会階層が高い者に住宅が供給されコミュニティ形成が始められている。そして、新しく形成された中産階級以上が移り住んだコミュニティの特徴は、それぞれ開発された時代や土地、住民の構成などによって様々であったが、何らかの形で自治組織が存在するようになり、開発者に公共文化施設を要求し、また公園や施設を自ら管理し、そこでの行事の運営をするなどしていた。

例えば豊多摩郡の目白文化村（現在の新宿区中落合）は、1922年、箱根土地の堤康次郎氏が最初に手がけた住宅地の分譲であった。そこでは翌年の震災を契機に互助会が組織され、箱根土地の残したクラ

ブハウスを利用した様々な文化行事が行われるようになり、テニスコートや公園などの公共文化施設も利用される中で住民同士の親睦が図られていた<sup>11)</sup>。現在の東急の前身である田園都市株式会社が分譲した住宅地は、その名の通り田園都市として自然や小公園・運動場などを重要なものとして売り出していた。そのような中で「洗足会」は主に町内会としての機能を果たし、理想的な田園都市づくりのための活動を行っていた。官吏、陸海軍人、実業家の中堅幹部などが中心となって住人の考えをまとめ、様々な文化的行事を行う一方で、田園都市株式会社に住人の希望を出すなどして町内のインフラ整備に努めていた。また、会社側も購入者側の希望を聞き、自らの意向を伝えたりなどしていたという<sup>12)</sup>。

富裕層が移り住んだ分譲地では、住人の主体的な活動により公共空間および文化活動が整備される動きが活発であった。しかし、これらのコミュニティが民間デベロッパーによる開発であったことはもとより、震災や空襲による街の消失、住民の流入などにより公共空間のストックを維持することはたいへん難しかったといえるであろう。また、開発当初は空地が多く存在する分譲地だが、住居が増加し密集するにしたがって公共空間の整備が時間とともに困難になるケースが一般的であった。さらに、労働者の借家地域ではそのような空間を確保することがそもそも難しかったといえよう。このように、東京のコミュニティは旧来の共同体に代わる組織が未成熟なまま発展することとなった。

## 2. 戦後までの緑地・公園の変遷と住宅問題

東京は現在、2020のオリンピック・パラリンピック開催決定を引き金に、それに直接的に関わった施設の準備・整備に留まらず、多くの大規模プロジェクトが動いている<sup>13)</sup>。逆にいえば、そういった開発整備によってグローバル都市の機能を整備する目的でオリンピック招致に固執してきたともいえる。そのような状況の中で、さらなる都市的な発展やイ

ンフラ再整備に期待する声もあれば、生活に無関係な開発として将来を不安視する住民の声もある。いずれにしても、スポーツイベントが招致されるにもかかわらず、都民のスポーツ・レクリエーション活動の空間・施設の改善に対する要求や期待は前面に現れていないのが実情である。今回のオリンピック・パラリンピック招致の目的には、新自由主義的な大規模開発がその根底にあり、市民の公共的な利益を導くものでないことは半ば明らかとなっている。しかし、そもそも1964年の東京オリンピックについても産業基盤の整備と直結した招致であったが故に、東京の住民にとって都市の構造的な部分においてスポーツ・レクリエーションにダメージを与えている「負の遺産」となっているのではないだろうか。当然ながら、それは経済優先の開発が最大の原因であり、スポーツ分野においてもその日常的な参加よりも、むしろ観戦や短期的な利益誘導が優先されることに繋がっているといえよう。

このような東京の経済優先都市の現在に至る歩みは、高度成長期やオリンピック前大会時に始まったことではない。関東大震災、またそれ以降の東京大空襲などの戦争被害からの復興過程における都市設計、都市公園の設置と整備、そして宅地開発に関わって、如何に都市としての緑化やレクリエーション・スポーツ施設の土台が構築できずにここに至ったか、以下、節目ごとに見ていきたい。

### (1) 震災復興と小公園

1923年の関東大震災以降、東京市の人口が周縁部(城西と多摩地域)へ大きく移動したが、中心部の復興再開発、そして都市設計において特に注目しておきたいのは、防災に関わった公園の確保・設置についてである。1924年、国施行の3つの大公園に続き、52の東京市施行の小公園の計画が告示されている。これは行政が取り組むべき課題を明確にした画期的なもので、公園の配置基準が初めて適用されたものである。具体的には児童数、誘致半径、必要面積などに基づいた配置計画が実施されたことが特筆

すべき点であった。陣内(1985)によれば、欧米都市における広場と似た性格を持ち「公園全体の三、四割が樹林や花壇、一割が児童遊戯場にあてられ、残りの大半は広場にあてられた<sup>14)</sup>」とされる。主に合衆国シカゴ市の事例から学び、紹介されたという説もある。実際の小公園の設置は、1926年8月の月島第2公園を初めとし、1931年4月に蛸殻町公園他6つが開園して事業は終了している<sup>15)</sup>。

小公園の設計は、小学校と隣接させ、まとまった空間を確保することを理想としていたが、すでに地価の高騰や区画整理の換地計画との関係、公道との関係などで困難を抱え、実際に一体型を実現できたのは34箇所にとどまっていた。また、現在の児童公園と異なり、広場主体に設計された小公園は学校の運動場の延長として機能するという教育上の利点を持ちつつも、裏返せば学校による公園の占有化に繋がりが、一般市民の利用が限定的になってしまった<sup>16)</sup>。

東京市によって設計・維持管理されてきた小公園は、都政施行に伴ってその管理が区長に委任された後に所在する特別区に委譲・移管されることとなった。その後の小公園は、1965年～1970年代初頭にかけて学校の敷地拡大要求と関わった都市計画の変更により廃止、移動、面積の増減、また「都市公園」そのものが廃止されるケースもあった。高度経済成長による生活環境の悪化が強く意識される中で公園自体の位置づけが高まり、学校の専有化から市民利用への配慮も生まれるようになったが、その個数・空間面積は人口増との関係で絶対的に不足するようになっていた。

### (2) 戦時期の農村・緑地帯・公園と軍需施設

防災に関わった公園の設計だけでなく、1920年代は都市の近代化に関わって緑化および美化運動が高まりを見せていた。1924年にはアムステルダムで国際都市計画会議が開催され、日本もそこに参加している。真田(2003)によれば、この時期は「都市計画的な視点とは別に都市生活のあり方という点からも、都市近郊の緑地の重要性がいわれて<sup>17)</sup>」おり、

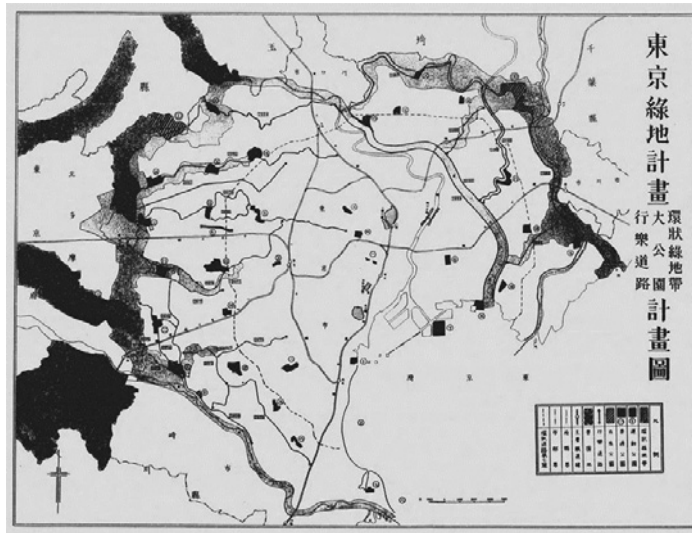


図2：東京緑地計画 環状緑地帯・大公園・行楽道路 計画図  
 (越沢明, 1991, 『東京都市計画物語』日本経済評論社, 169より転載。)

アメリカのレクリエーション運動の影響、結核の流行などによって戸外での活動、特にハイキングが推奨されていたという。1932年には内務省都市計画課や都市計画東京地方委員会が中心となって東京緑地計画協議会が発足し、東京駅を中心とする半径50kmの範囲を対象とする公園・緑地の計画、また公開緑地の認定などを含むいわゆる「東京緑地計画」について協議が行われた。そして、1939年には具体的に「環状緑地帯計画」という市街地の外周を緑で囲み、その膨張を抑制しつつ公園その他、緑地不足を補う都市設計が提示されている。図2においてその策定された計画図を示したが、この東京中心部を緑地で囲むいわゆる「東京緑地計画」は、緑地帯の配置による都市の膨張を押さえようとする西欧の思想・計画に影響を受けたもので、当初の構想は以下のようなものであった<sup>18)</sup>。

環状緑地帯より内側には、大公園と多数の小公園が計画された。その内訳は、10ヘクタール以上規模の大公園として19の普通公園合計面積615ヘクタール、同じく19の運動公園626ヘクタール、2つの自然公園440ヘクタール、全体で40の大公園で総面積

は1681ヘクタールであった。この大公園の配置計画は従来から見られる（の＝ママ）分散配置の形態であった。この他、27の小公園区を設定して591公園を合計約660ヘクタールの規模で計画している。これによって計画された緑地の量はほぼ計画対象区域の1割であった。

計画が決定された1939年当時、東京の人口は650万人ほどであり、山の手の事業に関しては計画に基づいて大きな進展がみられ、現在でも当時の遺産が多くみられる。しかし、一方で「環状緑地帯」を計画した区域は、そのほとんどが既存の農家集落や田畑森林などの民有地であり、そこに河川敷や道路などを含めた空間で構想されていたために戦時期の防空および食糧増産目的との関わりで大きく変化した。また、その空間は軍需産業の郊外移転によっても徐々に浸食されていくこととなった。すでに1931年の満州事変勃発により年々戦時色が強まっていたが、防空計画、そして農村部への疎開と併せた郡部での軍需工場・軍関連施設およびその住宅の建設が行われたのである。特に1937年の日中戦争開戦以降は、武蔵野市北部に中島飛行機、陸軍立川基地に近い場

所で昭和飛行機工業(昭島)、日立航空機(東大和)、日本製鋼所および東芝(府中)などの軍需工場とその工具および下請けの住居が作られるようになっていた。実質的に、「環状緑地帯」はこの戦時体制下で「東京防空空地及び空地帯計画」(1943年)に引き継がれ、その形は大きく変わることとなった。また、レクリエーションに対応した公園や緑地は、1941年の防空法改正により防空公園に転用されたばかりでなく、用地の買収も行われるようになった。さらに、国民の体力向上および軍事訓練の目的で使用されたり、食糧難を背景にして農作物が栽培されたりなど、その土地は浸食されていった。

### (3) 戦後復興と公園・緑化

敗戦を迎えると、公園は復員した兵士や引揚者が路上生活を強いられた場合の住居として使われるようになり、期間を定めて簡易住宅も建設された。さらに、農地を強制的に買収して公園・緑地化が行われた土地をめぐって解放運動が起こり、その結果として公園の面積は大幅に減少し、農地が増加した。また、東京都の公園のほとんどが明治憲法下で官地となっていた社寺境内であったことから、新憲法下の政教分離に基づく判断によって土地の譲与や売却など複雑な処理・処分の過程を経て、公共緑地とみなすことができなくなる状況が生まれ、多くの公園が失われていった。結果的に巨大軍事工場が存在した郡部も爆撃の対象となり、第2次世界大戦による東京都の住宅や施設の消失は大規模なものとなってしまった。その関わりで緑地帯や河川敷などに仮設住宅が建てられ、不法に占拠されたこともあって公園の機能は失われていった。

戦後復興の過程で緑化志向が再燃し、1946年の特別都市計画法や1956年の首都圏整備法、1958年の首都圏整備計画などを経て近郊地帯の「グリーンベルト構想」は一時的に復活している。しかし、その構想は大規模な人口流入に対応する住宅政策を進める上では障壁となるものでもあった。つまり、首都東京に産業の拠点を集中させる政策と「緑化」は矛盾

するものであったということである。戦後の東京にとっては膨張の抑制よりも、むしろ労働者の流入に合わせて住宅を急ピッチで増やすことが焦眉の課題となっていたのだ。

東京は人口の密集地であるが故に、その土地問題と住宅問題が緑地と公園の設置に大きな影響を与えた。そして、戦争とそこから復興が緑化および公園の在り方に大きな影響を及ぼしてきたことも事実である。戦後の東京戦災復興計画は、「環状緑地帯計画」で指定されたところと概ね重なる緑地計画を持っており、上で見たようにその内側には公園や運動施設の建設も含まれていたが実現はしなかった。スポーツ・レクリエーション活動に関わる施設と公園の問題は、その日常的な利用の観点から居住・コミュニティとの関係で考えることが必要となるが、東京では戦後・高度成長を迎える以前からその基本的な土台部分において極めて厳しい状況にあったと考えざるを得ない。

## 3. 高度成長期以降の動向と問題

### (1) 都市公園法と緑地・公園

戦後復興、朝鮮戦争特需などによる急激な経済成長を受けて「東京」は急速に都市化し、飛躍的に拡大した。しかし、すでに見たように関東大震災後に一定程度整備されたスポーツ・レクリエーション空間として見なされる公園は、環状緑地帯をめぐる動向と関わって、戦時期・戦後を通してむしろその機能を縮小しつつあった。これは全国的な動向でもあり、その状況に対応し、都市公園を保護する目的で一人当たりの面積の標準規定、公園敷地内施設についての基準規定、設置と管理の委任についての規定、国庫補助制度の規定など、細かく定めた都市公園法が1956年に制定された<sup>19)</sup>。

高度成長期の都市公園は、この法をもって道路・河川、港湾、空港などのインフラと同様に社会資本整備の対象となっており、さらに1964年の東京オリンピック開催が決まり、交通網や上下水道などの整



備が急激に行われる中で、都市公園整備に対する公共投資も加速していった。ただし、それは動的なレクリエーションやスポーツ活動に適した、またその高まる欲求に見合った規模・施設を計画的に実現しようとするものではなかった。このようにして、1950年代以降、高度成長期に再郊外化に関わった人口移動が起こったにもかかわらず、新しいコミュニティにおいて上記のような活動を担うべき公共空間としての公園を整備することはできなかった。それは、緑地、空地、公園の問題が東京では常に住宅・土地開発と密接に関連を持っているからである。実際にそのこととの関わりで、いわゆる緑地帯と見なすことができる公園の1955年～1964年にかけての開設計数は23区の西部に、また、1965年～1974年にかけての公園整備も23区に集中していた<sup>20)</sup>。

都市公園法が制定され、公園は公共財・公共財産として位置づけられるようになったが、コミュニティや住民の要求に合わせてそれが整備されるのではなく、制度上の分類とその利用についての規制が上からなされる側面が強かった。しかし、東京オリンピック（1964年）開催の翌年、政府機関および民間団体によって「体力づくり国民会議」が組織されて以降は、当時の建設省によりレジャー・スポーツ施設が都市公園の中に「施設整備費」予算をもって位置づけられることとなり、さらに1972年の保健体育審議会答申によってスポーツの普及に関わった地域的な施策が大きく転換し、公園がスポーツ等のレクリエーションで使用可能になる可能性が広がった。いわゆる「コミュニティ・スポーツ」は、かくして1970年代後半までのところで、一時的にだが都市公園の整備と結び付くこととなったといえるであろう。さらに、環境問題の深刻化やそれに対応する国民の要求の高まりを反映して、1971年には「都市公園等整備緊急措置法」が制定された。

## (2) 緑地・公園と住宅・スプロール問題

「環状緑地帯計画」の実現には、計画区域の民有地を買収して整備を進める必要があった。しかし、

戦後復興および首都を中心とする企業の高度成長政策により計画は完全に破綻したといえる。結果的に多摩地区のベッドタウン化がもたらされるなど、中心部の外延拡大として人口流入が大規模に加速・進行することとなった。都市空間の拡張が計画的なものでなかっただけに、すでに見たように当時そのほとんどを占めていた農地や森林での無秩序な宅地化が行われ、環状緑地帯は住宅で虫食い状態に開発されることとなったのである。このようなスプロール現象が緑地の保全に留まらず、都市設計による公共空間の確保・整備をたいへん難しくしたのが東京の特徴である。住宅に対する公共投資は低く、1960年代に入って主に民間の不動産業者が農家所有の土地を仲介して個別に宅地化・住宅建設を行うことによってインフラ整備は後追いの一途を辿ることとなり状況は悪化した。農家が切り売りした土地に建てられた住宅にしても、大規模に開発された団地にしても、住宅個数の確保が優先されたこともあって、緑と空地を失った空間はインフラの不備と地域の自然環境破壊を伴って大きな社会問題を生み出すこととなった。

「環状緑地帯計画」は特定の地域に住宅を集中させないことを理想とし、緑地を生活の中にバランス良く配置した、比較的小規模（一万人程度）の団地・住宅経営に繋がる考え方がその中に含まれていた。しかし、小規模なものに関しては農地の中に高密度な住宅が形成され、一般的に矮小な住宅は日照環境が悪く、自然や空き地など公共空間として利用できる部分も確保できなかったため、自治組織も育ちにくくレクリエーション・スポーツに関わる環境は悪化せざるをえなかった。

1965年頃を境に宅地開発に大資本が参入するようになり、増え続ける住宅需要の中で開発の規模も業者の資本に合わせて多様になった。しかし、小・中規模の農村における宅地開発に関わる土地取得やインフラ整備の問題が根強く存在する中で、最終的に大規模なニュータウン構想のような開発に置き換えるしかなくなっていったのである。例えば1964年に

審議が始まった「多摩・八王子・町田都市計画 多摩・八王子・町田新住宅市街地開発事業」は、当時すでに郡部の農地買収をめぐる不動産業者の乱開発が始まっており、その手が伸びる前に一挙に公的買収がなされるという経緯・状況にあったのである。このように、無計画な宅地開発は、近郊農業の破壊を招きながら東京の無秩序な拡大と公共空間の物理的喪失の要因となった。そして、住民組織が育ちにくいコミュニティに暮らすことになった人々は、本来あるべき地域の自主的・文化的活動から遠ざかっていくこととなった。

### (3) 鈴木都政以降の民間による公園の開発・管理

1973年には人口流入が減り、住宅問題は新たな段階を迎えるが、現在に至るまで都内域での人口流動化・居住移転、また流出入の割合は極めて高く、東京は常にコミュニティの形成とインフラ整備に問題を抱えてきたといえるであろう。そして、1979年からの「臨調」「行革」を強力に推し進めた鈴木都政においては、都市公園と同様に、東京都の体育・スポーツ施設の管理・運営が民間に委託されるなど、公共性と権利性において問題を孕むこととなった。岸信介第2次内閣において官房副長官であった鈴木俊一は、1959年5月に東京オリンピック開催が決定したのち、東龍太郎都新知事の下で6月から副知事に就いている(1967年4月まで)。これはオリンピックを5年後に控え、当時の内務省-自治省出身である経歴・パイプを生かし、政府・大企業・東京を繋ぐことによって大規模な公共投資を可能にする人事であった<sup>21)</sup>。

その鈴木都政の第1期に公約として挙げられていた「マイタウン東京」構想には、「緑と空間の多いまち」「市街地に緑と空間」をつくることが含まれていたが、実際は農地および森林が開発によって大幅に失われ、公園もそれ程増えず、実質的に都民の生活環境の水準は大きく低下した。すでに都市公園法は1979年以前から2017年までに4度の改正が行われ、さらに以下の関連する7つの法改正(規制緩和)に

よって、都市公園における民間事業者の参入が大いに活発化し、公共性が脅かされる状況が作られていた。そして、鈴木都政はそれをさらに悪化させたといえよう。

- ①1968年の新都市計画法による公共以外の者による都市計画事業制度
- ②1970年の「レクリエーション都市整備要綱」による民間設置の都市計画公園
- ③1986年の民活法と1987年のリゾート法成立を背景とした「民間事業者に係る都市計画公園等の整備の方針について」(1987年)
- ④1999年のPFI法施行によって都市公園における民間事業の「適切性」が確立
- ⑤2003年の地方自治法改正による指定管理者制度の導入：民間事業者による利用料金制も含めた管理代行
- ⑥2004年の景観緑三法に伴う都市公園法の一部改正：公園の機能・設備を広く解釈し、多様な民間業者の参入を促す
- ⑦2006年の公共サービス改革法：官民または民間の競争入札を市場化テストとして導入

こういった規制緩和の動向に革新美濃部都政が対抗したのとは違い、鈴木都政ではむしろそれを首都として牽引する形で「臨調」「行革」が推し進められたのである。そして、都市公園は社会資本の整備に関わる民間事業者にとって極めて自由裁量の度合いが高いものになっていった。

そもそも、都市公園法および関連する都市計画法(1968)や都市緑地法(1973)など、都市住民の健全で文化的な生活や公共の福祉に関わる法律は、都市公園の設置において民有地の開発を促進させつつ、そこに条件を付けることで管理・規制しようとするものであった。特に都市公園法は、東京の緑と空き地、そして公園の減少を防ぐための法令ではあったが、決して積極的に住民の生活状況に合わせた改善をもたらすものではなかった。そして、大規模なブ

プロジェクト開発を抑制するものともなり得ず、したがって高度成長期に起こった様々な矛盾に対応して一定の効果を持ちつつも、公園管理の基本において民間企業の介入を許し、その後いくたびかの改正によって規制緩和が行われることとなってしまった。

#### (4) 緑地・空地の確保と住民参加

さて、高度経済成長が生み出す様々なひずみの中でも土地問題が絡む住宅問題の解決は都政において最も困難を伴うものであった。そして、それは1967年に誕生した革新自治体においても、鈴木都政においても当然ながら同じであった。ただし、先にも触れたように、他の領域と比べて住宅問題において成果が上げられていなかったことは「美濃部都政」全般の評価を押し下げるものとなっていた。緑地・空き地の確保が難しい中で、スポーツ・レクリエーションにおける整備も当然ながら進まなかったわけであるが、鈴木都政に比して再開発事業に関わる民間デベロッパーの導入に規制が働いていたこと、そして住民本位の都市設計が基本に据えられており、住民組織と東京都の協議が数多く積み重ねられていた点が大きく違っていた。それはすなわち、公園建設などに関わる環境整備において大きな成果が出たわけではないが、一定の改善に向かって進んでいたと見ることができる。

一方で、鈴木都政においては1964年の東京オリンピックの際に企業主導の都市改造が行われたのと同様に、民間デベロッパー主導で「自治体（としての東京＝傍点部筆者）は計画の追認と公共助成によって協力するだけとなり、住民参加はまったく否定されてしまった<sup>22)</sup>」。特にその再選2期目においては、都市公園の用地取得が半減し、運営・管理の民間委託が加速している。このように、美濃部都政で改善方向にあったものが一気に新自由主義的な道を辿り、公共性を脅かすこととなった。

#### おわりに

関東大震災や大戦後の都市設計・復興計画が経済優先でなく、財源と共に住民生活本位、特に生活を豊かにする住宅供給が計画的に行われ、そしてそこに自主組織が機能するコミュニティが形成されていたならば都市の肥大化は抑制され、環状緑地帯を備えたスポーツ・レクリエーション空間を東京は保有していたかもしれない。また、東京の郡部の農業形態は零細であったが、それを生かしたオープンスペースの確保も可能であったろうし、コミュニティを取り巻く豊かな自然環境を住民の要求のもとに保存することもできたはずである。居住・コミュニティの在り方、そして住民参加による要求の実現は、スポーツ・レクリエーション活動を含む全ての文化活動の公共性を担保する上でたいへん大きな、そして根本的な問題なのである。東京ではそれが長期にわたって疎外され、その活動基盤となる日常空間を整えることができていない。日常の生活空間とスポーツ・レクリエーションの公共性について考えるときに、筆者は、小さなコミュニティにそれぞれの公園行政区が作られていったシカゴの事例に注目することが重要であると考えられる。

東京は1960年代後半以降、郊外化が再度顕著になった。量産工場の郊外移転と住宅供給、そしてホワイトカラー労働者の東京特別区部への通勤などの傾向に拍車がかかったのである。そのような時期、美濃部都政は最大の困難ともいえる住宅問題に関わって、大規模な開発である「多摩ニュータウン」を引き継がざるをえない状況に置かれた。シビル・ミニマムの考えの基に社会資本の整備が一般的に進んだが、住宅問題の解決や都市公園およびスポーツ施設の整備においては必ずしも同様でなかった。やはり、この相互に関連した表裏一体の問題を前進させるには根本的な改革が必要であったといえる。しかし戦後高度成長期からの東京は、企業の本社が集中し、その利害のもとに都市開発・都市改造が進められ、人

口の密集だけでなく地価の高騰や住環境の悪化が深刻な問題となってきたり、公共部門の中でも空間の拡充が必要とされる都市計画を持つことは至難の業であったろう。ただし、美濃部都政では住民参加・協議を追求する姿勢が大きく評価されており、筆者もそれに基づいた都市設計がこの問題に対する唯一の道であると考えている。実際に市民の声を反映させ、市民の日常生活の実態に則し、また欲求・要求に沿う形でのスポーツ・レクリエーション活動を踏まえた都市公園整備を求めていくことが必要である。

### 註

- 1) プライスウォーターハウスクーパース (PwC) 社によって2007年から行われている世界30都市の比較調査。ここでは、PwC Global, 2016, 『Cities of Opportunity 7 世界の都市力比較 (翻訳サマリー版)』PwC Japan, を利用した。
  - 2) 田島夏与「公共空間としての都市公園と維持管理問題」, 2006, 『立教経済学研究』60(1), 103-116.
  - 3) このことは日本の公園の興業地化とも関わっている。すでに18世紀に入って寺社境内で貸地・貸屋経営が始められており、門前町が町家として発展するようになり、そこで成立した商業的な(町人の消費活動を伴った)余暇空間が公園の原形となっている。松井圭介, 2014, 「寺社分布と機能からみた江戸の宗教空間」『地学雑誌』123(4), 451-471, 参照。
  - 4) 山口廣(編), 1987, 『郊外住宅地の系譜 東京の田園ユートピア』鹿島出版会, 9, 参照。
  - 5) 同上書, 15, 参照。
  - 6) 図1-A, B, Cは、東京都公文書館ウェブページ [https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives/0714gyosei\\_kukaku.htm](https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives/0714gyosei_kukaku.htm) (最終閲覧日2020年1月10日)より転載。
  - 7) 山口編, 前掲書, 91, 参照。
  - 8) 詳細については、同上書, 221-236, 参照。
  - 9) この耕地整理と区画整理の関係や当時の状況については、鶴田佳子・佐藤圭二, 1995, 「近代都市計画初期における1919年都市計画法第12条認可土地
- 地区画整理による市街地開発に関する研究 —東京、大阪、名古屋、神戸の比較を通して—」『日本建築学会計画系論文集』470, 149-159, および築瀬範彦, 2011, 「災害復興と区画整理の制度・技術の発達」『区画整理』54(8), 4-9, を参照されたい。
  - 10) 武蔵野における農業地と別荘地・行楽地との関係については、十代田朗・安島博幸・武井裕之, 1992, 「戦前の武蔵野における別荘の立地とその成立背景に関する研究」『造園雑誌』55(5), 373-378, を参照されたい。
  - 11) 目白文化村とその互助会については、山口, 前掲書, 153-174, を参照されたい。
  - 12) 洗足会については、同上書, 175-190, を参照されたい。
  - 13) 例えば、東京駅周辺の超高層ビル, リニアのターミナルとなる品川駅周辺, 豊洲など臨海部の再開発などが目覚ましい勢いで進んでいる。
  - 14) 陣内秀信, 1985, 『東京の空間人類学』筑摩書房, 276.
  - 15) 安場浩一郎, 1998, 「震災復興52小公園の計画思想に関する研究」『ランドスケープ研究』61(5), 429-432.
  - 16) 石山千代・北沢猛・西村幸夫・窪田亜矢, 2001, 「震災復興小公園と小学校の関係に関する研究 —52箇所の空間構成と利用変遷過程を中心に—」『2001年度日本都市計画学会学術研究論文集』36, 235-240.
  - 17) 真田純子, 2003, 「東京緑地計画における環状緑地帯の計画作成過程とその位置づけに関する研究」『都市計画論文集』38(3), 602.
  - 18) 石田頼房(編), 1992, 『未完の東京計画 —実現しなかった計画の計画史』筑摩書房, 126.
  - 19) しかし、そもそもこの法律が制定されるに至って、都市環境の整備および住民生活の向上だけでなく、その背景に公園の管理運営とその財源の問題があったことを指摘しておく必要がある。すなわち、国有地を公園の敷地として提供しつつ、その管理財源として公園内の民間収益施設からの土地使用料や売り上げの一部を充てる、という基本的な構造が明治期の太政官公園の成立以来続いてきたことである。都市設計に直接的に結び付く、

特定の目的を持った公園および小公園の設置に関わる立法には1873年の太政官布告、1888年の東京市区改正条例、1919年の特別都市計画法、1937年の防空法、1946年の特別都市計画法、1955年の土地区画整理法などがあった。しかし、都市公園法においては、東京におけるコミュニティの個別な実態に合わせることはできず、そこから離れて、一般的に国が上から公園を規定し、その管理・運営を行うしかなかった。

- 20) 橋詰直道, 1980, 「東京都における都市公園の発達過程とその分布構造」『地理学評論』53(3), 189-202, 参照。
- 21) 有働正治, 1984, 『史録 革新都政』新日本出版社, 239, 参照。
- 22) 有働, 前掲書, 261。

## 文献

- 浅川達人, 2006, 「東京圏の構造変容 —変化の方向とその論理—」『日本都市社会学年報』24, 57-71.
- 浅川達人, 2010, 「東京における社会的つながり」『季刊家計経済研究』87, 12-21.
- 飯沼二郎・幡洋三郎 (編著), 1993, 『日本文化としての公園』八坂書房.
- 石川幹子, 1996, 「緑地計画と成長管理」『総合都市研究』59, 5-20.
- 石田頼房 (編), 1992, 『未完の東京計画 —実現しなかった計画の計画史』筑摩書房.
- 内海和雄, 2001, 「スポーツの権利・公共性と新自由主義=個人的消費との対抗 (1): 70年代のスポーツ動向と政策」『一橋大学研究年報 人文科学研究』38, 3-90.
- 内海和雄, 2002, 「スポーツの権利・公共性と新自由主義=個人的消費との対抗 (2): 80年代のスポーツ動向と政策」『一橋大学研究年報 人文科学研究』39, 3-97.
- 内山正雄, 1982, 「都市公園法成立経緯管見」『造園雑誌』46(3), 215-220.
- 大沢昌玄・岸井隆幸, 2013, 「災害復興土地区画整理事業の施行者に関する基礎的研究 —旧都市計画法期における組合施行による復興の実施実態—」『公益法人日本都市計画学会 都市計画論文集』48(3), 711-716.
- 大谷幸夫, 1988, 『都市にとって土地とは何か』筑摩書房.
- 小野良平, 2003, 『公園の誕生』吉川弘文館.
- 片桐悠貴, 2017, 「都市公園法改正と都市公園へのPPP (官民連携) 導入の展望」『NRI パブリックマネジメントレビュー』170, 1-10.
- 川村若菜・榎原浩晃, 2018, 「1880年代のイギリスにおける都市公園及びレクリエーション・グラウンドの設置状況 —各都市部とロンドン都市部 (特に人口過密地区) との状況比較—」『福岡教育大学紀要』67(5), 49-65.
- 区民生活部管理課, 2016, 『戦後70年事業 区民の戦争戦災証言記録集』杉並区.
- 倉沢進・浅川達人 (編), 2004, 『新編 東京圏の社会地図 1975-90』東京大学出版会.
- 越沢明, 1991, 『東京都市計画物語』日本経済評論社.
- 小林茂・寺門征男・浦野正樹・店田廣文 (編著), 1987, 『都市化と居住環境の変容』早稲田大学出版部.
- 柴田徳衛 (編著), 2007, 『東京問題』かもがわ出版.
- 白幡洋三郎, 1995, 『近代都市公園史の研究 —欧化の系譜—』思文閣出版.
- 申龍徹, 2004, 『都市公園政策形成史 協働型社会における緑とオープンスペースの原点』法政大学出版局.
- 田中正大, 1974, 『日本の公園』鹿島出版会.
- 平山洋介, 2006, 『日本の〈現代〉15 東京の果てに』NTT 出版.
- 玉野和志・浅川達人 (編著), 2009, 『東京大都市圏の空間形成とコミュニティ』古今書院.
- 東京都, 1971, 『東京の住宅問題』東京都住宅局.
- 東郷尚武 (編), 1995, 『都市を創る —シリーズ東京を考える⑤』都市出版.
- 文化科学高等研究院, 1992, 『都市化する力 —都市はどのように都市になるか』三交社.
- 町村敬志, 1994, 『「世界都市」東京の構造転換』東京大学出版会.
- 町村敬 (編), 2012, 『都市社会学セレクション 第3巻 都市の政治経済学』日本評論社.
- 丸山宏, 1994, 『近代日本公園史の研究』思文閣出版.
- 山崎隆三 (編), 1978, 『現代資本主義叢書 9 両大戦間期の日本資本主義 上巻』大月書店.
- 山崎不二夫・森滝健一郎 (編), 1978, 『現代資本主義

- 叢書5 現代日本のスプロール問題 下巻』大月書店。
- 山崎隆三(編), 1978, 『現代資本主義叢書9 両大戦間期の日本資本主義 上巻』大月書店。
- 渡辺治・進藤兵(編), 2011, 『東京をどうするか 一福祉と環境の都市構想』岩波書店。
- 真田純子, 2003, 「東京緑地計画における環状緑地帯の計画作成過程とその位置づけに関する研究」『都市計画論文集』38(3), 601-606。
- 史跡武蔵国分寺跡周辺地区まちづくり協議会・国分寺市都市建設部都市計画課・教育委員会教育部ふるさと文化財課, 2007, 『史跡武蔵国分寺跡周辺地区まちづくり計画』国分寺市。
- 柴田徳衛, 1997, 「大都市近郊の発展と土地利用 一多摩と海外にみる一」『総合都市研究』62, 47-61。
- 昌子住江, 1992, 「東京戦災復興計画の緑地計画に関する一考察」『土木史研究』12, 289-293。
- 末永鍊司, 1996, 「防災と公園緑地行政」『ランドスケープ研究』60(2), 133-135。
- 末松四郎, 1981, 「明治6年から昭和54年の東京都における公園開設状況と都市計画の関連について」『造園雑誌』45(2), 28-37。
- 宋泰鉉・白井彦衛, 1992, 「都市公園の概念と制度の変遷に関する日・韓の比較研究」『造園雑誌』55(5), 13-18。
- 高橋理喜男, 1974, 「太政官公園の成立とその実態」『造園雑誌』38(4), 2-8。
- 竹内智子・石川幹子, 2007, 「都市計画箱崎公園を事例とした東京都市計画公園緑地の変遷に関する研究」『ランドスケープ研究』70(5), 653-656。
- 竹内智子・石川幹子, 2008, 「東京周辺区部における1950~1960年代の緑地施策に関する研究」『(社)日本都市計画学会 都市計画論文集』43(3), 199-204。
- 田中重光, 1998, 「近代都市計画における公園道路の成立に関する研究 一大正から戦前までの東京都市計画案を事例に一」『都市計画論文集』33, 301-306。
- 谷謙二, 2017, 「1930年代の東京市における郊外化, 工業立地および通勤流動の関係」『埼玉大学紀要 教育学部』66(1), 167-177。
- 中島伸, 2007, 「帝都復興事業区画整理地区における街区設計と建築更新の実態に関する研究 一旧京橋区東側地域を事例として一」『(社)日本都市計画学会 都市計画論文集』42(3), 421-426。
- 中島伸, 2016, 「帝都復興事業のよる小学校と公園」『建築雑誌』131 (1683), 58-59。
- 原田勝正, 2000, 「通勤・通学の歴史的文化的考察」『国際交通安全学会誌』25(3), 6-16。
- 舟引敏明, 2016, 「都市公園における民間事業者導入制度の展開経緯とその構造に関する研究」『環境情報科学 学術研究論文集』30, 213-218。
- 本間啓, 1954, 「都市における公園およびその他の公共緑地計画について」『造園雑誌』18(2), 1-9。
- 丸山宏, 1987, 「公園と土地収用」『造園雑誌』50(5), 42-47。
- 三村浩史, 1968, 『地域空間のレクリエーション利用に関する研究』(博士論文), 京都大学。
- 御厨貴(編), 1994, 『都政の五十年 一シリーズ東京を考える①』都市出版。
- 宮本克己, 1984, 「市街地形成過程と緑地環境に関する一考察」『造園雑誌』47(5), 281-285。
- 宮本克己, 1994, 「東京における緑地地域の変遷に関する一考察」『造園雑誌』57(5), 397-402。
- 宮本憲一, 2008, 「都市政策の課題 一福祉国家から新自由主義そして地球環境政策へ一」『政策科学』15(3), 183-188。
- 村尾修, 2012, 「復興を俯瞰する 一災害復興の意義と東日本大震災復興計画一」『農村計画学会誌』31(1), 41-44。
- 山下令・過外真帆・前田柊・松山桂・蔵並香, 2018, 「国内におけるスポーツと都市公園の関係: スポーツ参画人口増加に向けて」『ライフデザイン学紀要』13, 359-374。
- 山田浩之, 1986, 「大都市圏の成長と空間構造 一都市発展の段階論を中心として一」『地域学研究』17, 263-268。
- 渡辺良雄・武内和彦・中林一樹・小林昭, 1980, 「東京大都市地域の土地利用変化からみた居住地の形成過程と多摩ニュータウン開発」『総合都市研究』10, 7-28。

## Research Note

### Historical Considerations of Parks and Green Tracts of Land in Tokyo : Focusing on Residential Spaces and Self-Governing Organizations Related to Daily Sports and Recreational Activities

KAWAGUCHI Shinichi <sup>i</sup>

**Abstract** : The purpose of this study is to seek fundamental causes and/or problems of daily sports, recreational activities, and parks and green tracts of land, which are the physical basis of these activities, in socio-economic policies and the laws based on them. Concretely, in this paper, a historical examination of the issues related to the preservation/maintenance of rural areas, green spaces, and parks, and the development of residential land in the urban development process from Edo to Tokyo City and Tokyo metropolitan area, are conducted. Also discussed are self-governing organizations and sports/ recreation activities in some residential communities. It is determined that unsystematic capitalism and Neo-liberal development lacking effective urban design cause factors related to land use and spatial problems such as urban sprawl, and the factor of alienation of active sport/recreational activities in the residential areas of Tokyo.

**Keywords** : public space, housing problem, urban sprawl, urban design, self-governing organization, Neo-liberalism

---

<sup>i</sup> Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University